

広島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大野部東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町久代字河内一六四六番地先から 庄原市東城町久代字河内一六三二番一地先ま で	新	旧	一七七・七〇		
	三・六〇〇 六・五〇〇	三・九〇〇 七・二〇〇	一七七・七〇		
庄原市東城町久代字河内一五三九番一地先ま で	新	旧	一五五・〇〇		
	一・二・八〇〇 二・四・三〇〇	三・八三・七〇	一五五・〇〇		ダブルウェイ
	新	旧	三・八三・三〇		
	一・二・七〇〇 二・一・三〇〇	三・八三・三〇	三・八三・三〇		拡幅